

中央区地域見守り活動支援に係る防犯設備整備事業の補助金交付要綱

26中総危第8号

平成26年4月30日

(目的)

第1条 この要綱は、安全・安心まちづくり推進地区の区域内において、当該地区内の地域団体が行う防犯設備の整備に対し予算の範囲内で補助金を交付することにより、地域見守り活動の推進を支援し、もって中央区（以下「区」という。）の区域内（以下「区内」という。）の安全で安心なまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 安全・安心まちづくり推進地区 地域団体が地域見守り活動を実施し、又は実施しようとする区域で、次のアからエまでのいずれかに該当すると区長が認めたものをいう。
 - ア 犯罪が多発し、又は増加している区域
 - イ 犯罪の発生や不審者の目撃等により区民が不安を抱いている区域
 - ウ 子ども、女性、高齢者等の安全を図るために特に配慮が必要な区域
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、区長が治安対策を効果的に進めることが必要と認める区域
- 二 地域団体 町会、自治会、PTAその他の一定の区域の住民が組織し、又は参加する団体（専ら営利活動、政治活動又は宗教活動を行うことを目的として組織された団体を除く。）及び商店街等をいう。
- 三 商店街等 商店街及び商店街の連合会をいう。
- 四 商店街 次に掲げるものをいう。
 - ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）により設立された商店街振興組合
 - イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）により設立された事業協同組合
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、次の各号のいずれにも該当し、かつ、区長が商店街と認めるもの

- (1) 当該区域で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接してその事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。
- (2) 社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されていること。
- (3) 当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路を包含していること。

五 商店街の連合会 次に掲げるものをいう。

- ア 商店街振興組合法により設立された連合会
- イ 中小企業等協同組合法により設立された連合会
- ウ ア及びイに掲げるもののほか、区内で組織された商店街連合会

六 地域見守り活動 防犯パトロールその他の犯罪を地域ぐるみで防止する取組をいう。

七 防犯設備 一定区域における犯罪の抑止又は犯罪被害の防止に資するために固定して設置される防犯カメラ、防犯灯、防犯ベル等の機器をいう。ただし、当該区域の不特定多数の者の用に供せられる目的で設置されるものとし、専ら特定の私有財産の保護、管理等に供せられるものを除く。

(補助金の対象事業等)

第3条 補助金は、地域団体が継続して行う地域見守り活動の一環として実施する次に掲げる防犯設備の整備に関する事業（以下「防犯設備整備事業」という。）に対し交付する。

- 一 地域団体が単独で行う防犯設備整備事業（以下「単独事業」という。）
- 二 地域団体が連携して行う防犯設備整備事業（以下「連携事業」という。）

2 前項各号に掲げる事業は、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- 一 安全・安心まちづくり推進地区に選定された地区内で行うこと。
- 二 地域見守り活動を月1回以上継続することが見込まれること。
- 三 商店街等のみからなる地域団体が行う防犯設備整備事業ではないこと。
- 四 地域団体に商店街等が含まれる場合には、当該商店街等の区域外にも防犯設備を設置すること。
- 五 防犯設備整備事業が、補助金の申請年度内に完了できること。
- 六 占用許可等が必要な箇所で防犯設備整備事業を実施する場合は、当該箇所の占用許可等を受けていること、又は受けられる見込みがあること。
- 七 防犯設備整備事業を実施する区域において住民の合意形成がなされていること、又は防犯設備整備事業開始までに当該合意形成の見込みがあること。
- 八 防犯設備整備事業により防犯カメラの整備をする場合は、当該防犯カメラの設置目

的や運用方法等についての基準（以下「防犯カメラの運用基準」という。）が定められていること、又は防犯カメラ運用開始までに定められる見込みがあること。

九 防犯カメラの運用基準には、次に掲げる事項を定めること。

ア 管理責任者及びその責務

イ 防犯カメラの設置場所

ウ 防犯カメラの設置の周知方法

エ 映像又は音声の記録（以下「記録」という。）の保管期間、保管方法及び廃棄方法

オ 記録の閲覧が可能な者

カ 記録の閲覧方法

キ 記録の外部提供の方法

十 防犯カメラの運用に当たっては、次に掲げる事項を全て実施すること。

ア 明確かつ適切な方法で、防犯カメラを設置している旨を表示すること。

イ 記録について、個人情報としてプライバシー保護のため、無線によるシステム構築の際、容易に他者が情報を傍受できないものとする等とすること等の厳正な管理を行うこと。

ウ 記録の保管期間は、1週間程度とすること。

エ 記録の閲覧は、防犯カメラの運用基準に照らして適切と認められる場合に限ること。

オ 外部に記録を提供し、又は閲覧させる場合は、法令等に基づくとき、又は捜査機関から犯罪捜査の目的で公文書による照会を受けたときに限ること。

カ 記録に私有地の映像が含まれる場合は、あらかじめ当該私有地の所有者、管理者、使用者又は占有者の承諾を受けること。

3 補助金の交付は、一団体につき一年度当たり1回とする。

4 この要綱による補助金事業は、防犯設備の整備を交付の対象とする区及び東京都の他の補助事業と併用することはできない。

（安全・安心まちづくり推進地区の選定の申出）

第4条 地域団体が、防犯設備整備事業を実施しようとするときは、別記第1号様式による中央区安全・安心まちづくり推進地区選定申出書を区長に提出し、当該区域が安全・安心まちづくり推進地区として選定を受けなければならない。ただし、当該区域が既に安全・安心まちづくり推進地区として選定を受けている場合は、この限りでない。

2 区長は、前項に規定する申出書の提出があった場合は、その内容を審査し、これを適当と認めるときは、安全・安心まちづくり推進地区として選定するものとする。

3 区長は、前項の規定により安全・安心まちづくり推進地区に選定したときは別記第2号様式による中央区安全・安心まちづくり推進地区選定結果通知書により、選定しなかったときは別記第3号様式による中央区安全・安心まちづくり推進地区不選定結果通知書により通知する。

(活動計画書の提出)

第5条 補助金の交付を受けようとする地域団体は、第7条に規定する補助金の交付申請を行う前に、地域見守り活動について別記第4号様式による活動計画書を区長に提出しなければならない。

2 地域団体は、第9条第8号に規定する活動報告書の提出をするまでの間に前項の活動計画書に記載した活動計画の内容を変更しようとするときは、速やかに別記第5号様式による活動計画変更書を区長に提出しなければならない。

(補助金の対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる防犯設備の整備に係る経費（以下「補助対象経費」という。）及び算定基準は、別表のとおりとする。

2 補助対象経費は、地域団体が支出する経費のうち、区長が必要かつ適当と認め、使途、単価、規模等の確認ができるものとし、次に掲げる経費については、補助対象経費としない。

一 電力の受給、修繕、保守その他当該防犯設備の機能維持に係る経費

二 消耗品の交換に係る経費

三 土地の取得、造成、補償及び使用に係る経費

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする地域団体（以下「申請者」という。）は、区長が定める期日までに、別記第6号様式による中央区地域見守り活動支援に係る防犯設備整備事業の補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて区長に申請しなければならない。

一 防犯設備の設置場所を示す図面

二 見積書（使途、単価、規模等の確認ができるものに限る。）の写し（防犯設備整備事業の全部若しくは一部を専門業者に請け負わせるとき、又は補助対象経費が100万円を超えるときは、原則として2以上の業者から見積書を徴収し、添付しなければならない。）

三 防犯カメラの運用基準（防犯カメラを設置する場合に限る。）ただし、防犯カメラの運用基準を策定していない場合は、防犯カメラ運用開始までに提出するものとする。）（補助金の交付決定）

第8条 区長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行った後、補助金の交付又は不交付の決定を行う。

2 区長は、前項の規定により交付の決定を行ったときは別記第7号様式による中央区地域見守り活動支援に係る防犯設備整備事業の補助金交付決定通知書により、不交付の決定を行ったときは別記第8号様式による中央区地域見守り活動支援に係る防犯設備整備事業の補助金不交付決定通知書により申請者に通知する。

（交付の条件）

第9条 前条第1項に規定する補助金の交付決定には、次に掲げる条件を付す。

一 防犯設備整備事業の実施に当たっては、公正かつ透明に行われるようにしなければならないこと。

二 防犯設備は、防犯効果の高い場所に効率的に設置するものとし、近接又は重複をして設置しないこと。

三 補助対象経費により取得した財産（以下「取得財産」という。）については、常にその管理状況を明らかにできるようにしなければならないこと。

四 取得財産については、防犯設備整備事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図らなければならないこと。

五 取得財産を破損する等防犯の用に供することができなくなった場合は、区長にその旨及びその後の対策について報告しなければならないこと。

六 取得財産を他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとする場合は、区長の承認を受けなければならないこと。

七 取得財産を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を区長に納付しなければならないこと。

八 地域団体は、防犯設備整備事業が完了した日から起算して1年を経過する日を含む月の初日から当該日を含む会計年度が終了するまでに、防犯設備整備事業完了後の地域見守り活動の状況について別記第9号様式による活動報告書を区長に提出しなければならないこと。

九 区長から要求のあったときは補助対象となった防犯設備の現況について区長に報告しなければならず、報告義務を負う期間は、防犯設備整備事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とすること。

(防犯設備整備事業の変更等)

第10条 第8条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、防犯設備整備事業の内容を変更しようとする場合又は当該防犯設備整備事業を中止しようとする場合は、あらかじめ別記第10号様式による変更等承認申請書を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の規定により承認の決定をしたときは別記第11号様式による変更等承認通知書により、不承認の決定（同項の規定による防犯設備整備事業の中止に係る申請を除く。）をしたときは別記第12号様式による変更等不承認通知書により申請者に通知する。

(申請の取下げ)

第11条 交付決定者は、交付決定の通知を受けた日から7日以内に、別記第13号様式による申請取下書を区長に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

2 区長は、前項の申請取下書の提出があったときは別記第14号様式による申請取下承認通知書により申請者に通知する。

(防犯設備整備事業遅滞等の報告)

第12条 交付決定者は、防犯設備整備事業が補助金の申請年度内に完了することができずと見込まれるとき、又はその遂行が困難となったときは、速やかに別記様式第15号様式による事業遅滞等報告書を区長に提出し、その指示を受けなければならない。

(防犯設備整備事業実績報告)

第13条 交付決定者は、防犯設備整備事業が完了したときは、速やかに別記第16号様式による中央区地域見守り活動支援に係る防犯設備整備事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- 一 設置した防犯設備の図面及び現場写真
- 二 設置業者による請求書、領収書及び納品書の写し
- 三 設置業者と交わした契約書の写し
- 四 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 区長は、前条に規定する事業実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必

要に応じて現地調査等を行い、その報告の内容が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第17号様式による中央区地域見守り活動支援に係る防犯設備補助金の交付額確定通知書により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の支払等)

第15条 区長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、交付決定者に対して補助金を支払うものとする。

2 交付決定者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、速やかに別記第18号様式による補助金請求書を区長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第16条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

二 補助金を他の用途に使用したとき。

三 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

四 交付決定者が、取得財産の機能を正当な理由なく停止させたとき。

五 防犯設備整備事業が、補助金を申請した年度内に完了することができないと見込まれるとき、又はその遂行が困難なとき。

2 区長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消すときは、別記第19号様式による交付決定取消通知書により交付決定者に通知する。

(補助金の返還)

第17条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、防犯設備整備事業の当該取消しに係る部分に関し、既に交付決定者に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(取得財産の管理及び処分)

第18条 交付決定者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号。以下「耐用年数等に関する省令」という。）別表第一による耐用年数の経過した日までに第9条第6号の規定により承認を受けようとする場合は、取得財産のうち、取得価格が50万円以上のものについては、あらかじめ別記第20号様式による取得財産処分承認申請書を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定により承認した交付決定者に対し、第9条第7号の規定により交付決定者が納付を受けた収入の全部又は一部を納付させることができる。

3 区長は、第1項の規定により承認の決定をしたときは別記第21号様式による取得財産処分承認通知書により、不承認の決定をしたときは別記第22号様式による取得財産不承認通知書により交付決定者に通知する。

(補助金の経理等)

第19条 交付決定者は、防犯設備に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を防犯設備整備事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

(検査)

第20条 交付決定者は、区職員が防犯設備の運営及び経理等の状況について検査する場合又は防犯設備整備事業について報告を求めた場合には、これに応じなければならない。

(違約金及び延滞金の納付)

第21条 交付決定者は、第17条の規定により補助金の返還を命じられたときは、補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 交付決定者は、第17条の規定により補助金の返還を命じられた場合において、定められた納期限までに補助金を納付しなかったときは納付日の翌日から納付の日数に応じ、その未納付額につき、年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第22条 区長が交付決定者に対し、前条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付額を控除した額によるものとする。

(非常災害の場合の措置)

第23条 非常災害等による被害を受け、防犯設備整備事業の遂行が困難となった場合の交付決定者の措置については、区が指示するところによる。

(委任)

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は防災危機管理室長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の中央区地域見守り活動支援に係る防犯設備整備事業の補助金交付要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

別表（第6条関係） 補助対象経費

補助対象経費	補助率	補助限度額（一年度当たり）
<p>次に掲げるいずれかの経費</p> <p>一 防犯カメラ（モニター、録画装置等を含む。）、防犯灯、防犯ベル、車両侵入防止装置、防犯情報等の発信や注意喚起等を行う電子掲示板その他犯罪の抑止に資すると認められる設備（以下「防犯用設備」という。）の整備（購入、賃借、取付け等）に係る経費</p> <p>二 次の要件を満たす、東京都新・元気を出せ！商店街事業費補助金交付要綱（平成15年3月26日14産労商地第1643号）、平成16年度東京都防犯設備の整備に対する区市町村補助金交付要綱（平成16年4月30日16知企治第21号）、平成22年度東京都繁華街等における体感治安の改善事業補助金交付要綱（平成22年3月31日21青総安第390号）又は本要綱により区の補助を活用して整備した防犯用設備の更新（購入、賃借、取付け、撤去等）に係る経費（ただし、モニター、録画装置等の附属設備のみの更新に係る経費は除く。）</p> <p>ア 防犯用設備の整備が完了した日の属する会計年度終了後、防犯カメラについては7年、防犯カメラ以外の防犯用設備については「耐用年数等に関する省令別表第一」による耐用年数を経過していること。</p> <p>イ 防犯用設備を整備した後、防犯活動が継続的に行われていること。</p> <p>※ 賃借の場合は、設置初年度分の賃借に係る経費を対象とする。</p>	<p>補助対象経費の6分の5以内とする。</p> <p>ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>単独事業 1事業当たり500万円</p> <p>連携事業 1事業当たり750万円</p> <p>※ 防犯カメラを整備する事業については、防犯カメラ1台当たりの整備費用（補助対象経費から防犯カメラ以外の経費を差し引いた額を設置する防犯カメラの台数で除して得た額）に関して、60万円を限度に補助する。また、ソーラー式防犯設備の整備を含む事業については、この限度額を設けないこととする。</p>

